

産後ケア事業の拡充について

1 経緯

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、来年度より産後ケア事業の拡充を行う。

2 対象事業

(1) 宿泊型ショートステイ事業の拡充

ア 概要

宿泊型ショートステイの利用について、産後ケア事業を必要とする全ての産婦が利用できるようにするとともに、利用者負担の軽減を図る。

イ 対象者

【変更前】

出産後 4 か月に満たない乳児及びその母親であって、かつ、家族等から十分な家事・育児等の援助が受けられない者のうち、母親に体調不良、育児不安等がある者

【変更後】

産後ケア事業を希望する出生後 4 か月に満たない乳児及びその母親

ウ 自己負担額

現行の利用額 7 割を区が負担するとともに、自己負担額から 1 回 2,500 円追加補助（デイサービス型サロン（個別指導）と合わせて最大 5 回まで）

(2) デイサービス型サロン（個別指導）の実施

ア 概要

個別で支援を行える施設において、日中来所した利用者に対し、休養の機会の提供をする。

イ 対象者

産後ケア事業を希望する出生後 6 か月に満たない乳児及びその母親

ウ 実施施設

八千代助産院おとわバース（文京区音羽 1 丁目）

エ 自己負担額

1 回 3,000 円 なお、利用 1 回につき 2,500 円補助（宿泊型ショートステイと合わせて最大 5 回まで）

3 今後のスケジュール

令和 6 年 2 月中旬 区民周知

令和 6 年 3 月 受付開始

令和 6 年 4 月 事業開始